総合特別区域の進捗に係る事後評価［まちづくり等分野］

平成28年度

ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）

［指定：平成25年2月、認定：平成25年6月］

正

準

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（4.5＋4.5）／2＝4.5　4.5

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	防災･減災機能の充実･強化	75%	4
2	地域資源を活用した新しい産業の創出･集積	130%	5
3	新しいライフスタイルの実現の場の創出	172%	5
4	暮らしを支える基盤の整備	96%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×2＋4×2＋3×0＋2×0＋1×0）／4＝4.5　4.5

※1）1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2）評価指標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　4.5

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（4.3＋4.3＋4.7）／3＝4.4　**4.4**

ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
・土地利用規制に関する国との一括事前協議制度の創設
（概要）
・土地利用の方針決定を迅速化する新たな協議スキームが構築されたため、農地転用に関する事前調整が短期間で完了するなど、工業団地整備に向けて、取組が加速的に進んでいる。

（事項）
・地域の農業の振興に資する施設に関する農地転用許可の緩和
（概要）
・平成26年4月1日付けで農業振興地域の整備に関する法律施行規則が一部改正され、農畜産物の加工・販売施設の設置については、現行法において対応可能であることが確認できたため、6次産業化施設の整備等が進んでいる。

（事項）
・災害時、新エネルギーで発電した電力の供給先に関する規制緩和
（概要）
・災害時に新エネルギーで発電した電力の供給先について、現行法で対応可能であることが確認できたため、木質バイオマス発電施設の整備に向けた取組が進んでいる。

等

専門家による評価の平均値　**4.3**

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**4.3**

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　**4.7**

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　**4.3**

・新産業創出や移住促進は大きな成果がみられる。県独自の推進制度の創設、規制緩和や条例制定、支援体制強化など、多面的 な取り組みの効果が出ており、さらに県内各地に拡大している点が評価できる。
・地域住民、関係者との合意達成に向けた努力は認められるが、合意の難しさ、達成の不確実性に、より大きな注意が払われるべきであった。
・本特区の目指す防災減災、地域成長の取組は個々で進行しているように思われるため、廃校や道の駅なども防災拠点としての活用を考えるなど、各事業の関連性を高めて相互効果を促すことも可能な段階であると感じる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　**4.3**

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.5＋4.4＋4.3×2）／4＝4.4

4.4

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。